

■ J P B A N K カード WEB 安心サービス特約

第1条 取扱概要

- (1) J P B A N K カード WEB特約第5条（認証情報の管理）において、当行は、第三者により利用者のJ P B A N K カード WEBの認証情報が不正利用され、かつ同条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、この特約により当該利用者が被る次項に定める損害をてん補します（以下「安心サービス」といいます。）。
- (2) 当行が、安心サービスでてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。
 - ① 第三者が、V i s a S e c u r e、もしくはM a s t e r c a r d I D C h e c k対象加盟店において会員番号と当行が通知した認証コード（ワンタイムパスワード）を使用することによって当該会員番号に係るカードで購入代金の決済を行った場合、又は第三者が、インターネットショッピング加盟店において会員番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合
 - ② 購入した商品の発送先が日本国内である場合
 - ③ 損害が、認証情報又は会員番号（以下「認証情報等」といいます。）が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当行が受領した日の60日前以降、受理日までの61日の間（次条第3項②において「てん補期間」といいます。）に発生したものである場合
- (3) 利用者は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第2条 てん補限度額

- (1) 当行がてん補する損害の限度額は、一の認証情報等の不正利用につき合計して100万円までとします（免責金額：1,000円）。
- (2) この特約の有効期間は、認証情報の登録日から1年間とし以後毎年自動的に継続されるものとします。
- (3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - ① 認証情報が会員に到着する前に生じた事故
 - ② てん補期間の開始する以前に生じていた事故
 - ③ 利用者が第三者に強要されて漏らした認証情報等により生じた事故
 - ④ 第三者による不正利用の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた事故
 - ⑤ 利用者から第三者に譲渡・貸与等された認証情報等により生じた事故
 - ⑥ 利用者、V i s a S e c u r e対象加盟店、M a s t e r c a r d I D C h e c k対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、又は利用者の法定代理人の故意又は重大な過失により生じた事故（当行が通知した認証コード（ワンタイムパスワード）の管理において利用者の重大な過失により生じた事故を含みます）
 - ⑦ 利用者、V i s a S e c u r e対象加盟店、M a s t e r c a r d I D C h e c k対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、又は利用者の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
 - ⑧ 利用者の親族、同居人、使用人又はその法定代理人が自ら行い、若しくは加担した事故
 - ⑨ 戦争等による著しい秩序の混乱中、又は地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
 - ⑩ その他J P B A N K カード WEB特約又はJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定に違反した事故
- (4) 利用者が第1条第3項の調査に協力しない場合も、当行はてん補の責を負いません。

以上